

# 全国首長九条の会ニュース

2020年9月3日 第9号

●発行責任者：事務局長 鹿野文永

●連絡先：〒101-0065 東京都千代田区西神田2-5-7 神田中央ビル 303 九条の会気付 ☎03-3221-5075  
fax03-3221-5076 メール：[sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp](mailto:sppn3av9@hyper.ocn.ne.jp) 口座番号 00190-4-635731 (全国首長九条の会)

## 安倍首相退陣表明 一引き続き「改憲」に執念一

8月28日、安倍首相は持病が再発し職務継続が困難になったと述べ辞意を表明しました。

九条の会世話人の山内敏弘一橋大学名誉教授（憲法学）は、「安倍首相は、退陣表明の記者会見で、国民的な世論の盛り上がりなしには改憲は進められないことを痛感したと述べた。全国各地の『九条の会』などによる広範な運動が安倍改憲を阻止することに大きく貢献したのである。ただ、自民党政権が続く限りは9条改憲・壞憲の企ては続くであろう。それを最終的に阻止するには、『九条の会』の役割は引き続き大きいと思われる」と「九条の会」ニュース第384号で述べています。

今号は、元長野県栄村長の高橋さん、元青森県大畠町長の木下さん、元高知県四万十町長の高瀬さん、元富山県朝日町長の脇さんの投稿です。



### 憲法を守るための実践

元長野県栄村長 高橋彦芳

栄村は上信越にまたがる県境の村で人口1800人が住んでいる豪雪山村である。

憲法守るためにには、各会員がそれぞれの地域で、自分の憲法に対する思いをどう実践するかということであろう。私の場合は村長を引退したのち、要請を受けて、2014年4月「栄村九条の会」代表世話人に就任し、①年会費2000円の設定、②例会は4・7・10・1各月に4回開くこと、③例会ごとに具体的な活動方針を決めること、④会員目標当面50名とする、などの改革案を決める。実践例は次の通りである。  
◆学習会は、①組織内学習・一般住民を交え行う地区学習。②講演会は「八法亭みややつこの憲法落語・愛と平和の祈り込みて・弁護士飯田美弥子さん」、「自然エネルギーから核エネルギーまで・日本科学者会議幹事・本島勲さん」、「憲法の精神と日本の未来・東大大学院教授（全国九条の会事務局長）小森陽一さん」など。③視察研修は、米軍横田基地・満蒙開拓平和記念館・無言館・柏崎刈羽原子力発電所・長岡戦災資料館など。◆署名は、安倍改憲NOの全国署名、栄村では有権者の50%以上、約900人の成果を上げている。◆請願は、2014年8月「集団

的自衛権容認の閣議決定を撤回し、法整備を行わないことの請願を村議会に提出して採択された。◆声明などでは、①戦争反対・平和憲法を守ろう軽トラ村内デモ100キロ、3回。②2015年9月19日未明に行った、いわゆる「戦争法」の強行採決に抗議する意味で、以後毎月19日に沿道で「平和憲法守る」と道行く人々にアピールする。◆会員は、現在64名である。

### 人生87歳にして立つ、護憲平和のため



元青森県大畠町長  
木下千代治

私は昭和8年生まれで、戦時中は尋常小学校時代でした。教師は召集にとられ、教師不在の学校生活が続きました。戦争の犠牲者とも言えましょうか。学歴を問われるのが一番心苦しく学歴を「苦学一生」と答えてきました。青森県の最北端「下北郡佐井村の集落地」に生まれ、暑い真夏の8月15日、終戦を知りました。兄弟8人中6人が兵役にとらわれ、身内2人の戦死者を迎えるました。この時から私は「戦争は人の命と暮らしを犠牲にする」ものと自覚し、平和憲法への道を辿るための独学に専念しました。

私の恩師のことば「青雲の雄図、手をとりあって新しい世界へ勇敢であれ。希望の彼方に飛躍し往け若き者ども」という励ましを胸に刻み、

総評参加の全通組合員となり、権利闘争に励み、政治闘争への道に専念し、平和憲法を守ることを政策に掲げ、苦節12年目に青森県議会議員に初当選、3期12年間勤めました。大畠町長を1期勤め、むつ市への合併を果たしました。こうした私の人生歴から平和憲法という文字は消えません。日本の宝です。

戦後75年の今日の歴史は平和憲法の存在が凛と輝いているからです。75年間の平和憲法への歩みを振り返り、再び戦争の時代を招来しないよう努め、後世に引き継いでいくことが、私の責務と心に決めています。憲法九条の会に所属しているのもそうした大義からです。

生まれた故郷で、毎月9日スタンディング行動、毎月の第2、第4土曜日家庭訪問署名、憲法ニュースの発行に人生の余力を尽くしています。

## 「日本人の責任」

元高知県四万十町長  
高瀬満伸

私が初めて憲法に触れたのが、東京オリンピックを控えて、国中が高揚していた小学5年の時で、担任の先生が「今、世界に誇れる日本の財産は憲法だ。戦争の放棄、基本的人権の尊重など、世界を見渡してもこんな素晴らしい憲法を持っている国はない。多くの犠牲を払った、その教訓から手に入れた憲法をこれから日本人は大切に守っていかなければならぬ」と言わされたことに、日本人として誇らしく思ったことがいまだに心に残っている。

母の唯一人の兄もニューギニアで戦死し、いまだに遺骨が返らないが、そういう人々の犠牲の上に今の憲法9条があるとすれば、亡き伯父のためにも、その血を受け継ぐ子や孫のためにも、改悪は許すことはできない。そういう思いで今まで、憲法改悪に反対してきたことが、恩師が言われたように「世界に誇れる憲法」を守ってきたことに繋がるなら嬉しいことだと思うし、今の日本で世界に誇れる最高の財産であり、日本人として一番共有しやすい根幹なのではないかと思う。たしかに、憲法が制定された当時と今とでは社会情勢もずいぶん様変わりし、時代の流れに合わない条文もある事は承知しているが、憲法の考え方の基礎になった戦争の悲惨さはいつの時代も変わらない。人間の一番醜い面が現れる戦争に、子や孫は絶対に送

り出さないという9条の精神を不変のものとして守っていく責任が私たちに問われる時代になりつつあると思う。

## 生活保護制度は葬式代のたくわえも認めないのか

元富山県朝日町長  
脇しげお



この夏は熱中症とコロナの両方に注意をしなければなりませんでした。そのようなときの町民からの声です。生活が苦しいときに手助けしてくれるのが、憲法25条にもとづく「生活保護制度です。

ケアマネの人が、月5万円の国民年金だけで生活をしている一人暮らしの人に、見かねて生活保護の申請をすすめ、そのケアマネに同行していただき、役場の窓口に行きました。「あなたには娘と死亡した息子のお嫁さんがいる」と、申請書すら渡してくれませんでした。娘には大学・高校の子がいます。息子の嫁さんにも子があります。やさしい子たちですが、援助を頼めるほどゆとりはありません。

ふだんは週1回スーパーで1000円をメドにした買い物をしています。夫の死後、長年そのような生活をしながら、自分の葬式代を蓄えました。

地元の議員に相談したら、いっしょに役場に行ってくれてやっと申請書を出すことができました。受理するかどうかは県の厚生センターが決めます。

まもなく厚生センターと役場の職員が訪ねてきて、いろいろ聞いてくれました。「貯金の50万円は多すぎる」とまず言われました。この中には、受け取ったばかりの年金とコロナ生活給付金の10万円が含まれています。通帳を見るとそれ以前の残高は30数万円を越えたことがなく、節約を重ねながら暮らしをしていることがわかります。

県は、わずかな葬式代もぜいたくだというのでしょうか。厚生センターの職員が、「もう少しぜいたくをしましょう。そしてエアコンなどを買って、預金残高を10万円以下にすれば生活保護が受けられますから」とやさしい言葉をかけてくれました。

生活保護の基準があるのであれば、その見直しを求めたい。